



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ダ マ ツ
代表者の役職氏名 代表取締役 貞松 隆 弥
社 長
(J A S D A Q ・ コード 2 7 3 6)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 磯 野 紘 一
管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 3 - 5 7 6 8 - 9 9 5 7

募集新株予約権（株価コミットメント型新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員（執行役員）に対し、下記のとおり株式会社サダマツ第 11 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

なお、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、平成 27 年 10 月に中期 5 ヶ年計画を発表し、最終年度となる平成 32 年 8 月期を基準とした東証一部への市場変更に加え、連結売上高 150 億円、連結営業利益 15 億円、ROE20%以上を目指す数値目標を掲げております。

このような状況下、中期 5 ヶ年計画の達成に強い危機感と責任感を持ち、企業価値の向上に注力した事業活動を推進するためには、リスクとインセンティブのバランスを適切に考慮した制度設計が不可欠であると認識しております。

その観点から、平成 28 年 12 月 7 日の取締役会において、当社取締役及び従業員 346 名に対し、平成 29 年 8 月期及び平成 30 年 8 月期のいずれかの期における連結営業利益の額が 3 億円以上を行使可能の条件とした業績連動型新株予約権（以下、「前回新株予約権」という。）の発行を決議いたしました。前回新株予約権は、中期 5 ヶ年計画の達成に向けたステップとして高い業績目標を掲げ、行使期間を長期（平成 30 年 12 月 1 日から平成 45 年 11 月 30 日）に設定することで、当社取締役及び従業員の当社の業績向上に対する事業意欲や士気を長期にわたってより一層向上させつつ、優秀な人材の定着率を高めることで人的生産性を向上させることを目的として制度設計したものであります。

一方で、平成 32 年 8 月期を基準とした東証一部への市場変更については、当社の東京証券取引所における前日株価終値 235 円から算出した当社の時価総額は約 27 億円となり、東証二部上場を經由して東証一部上場を目指す場合においても、時価総額の形式基準である 40 億円を満たしておりません。また、JASDAQ から直接東証一部に市場変更する場合は、時価総額の形式基準は 250 億円であり、さらに高い基準が求められます。加えて、当社のこれまでの株価推移や株価変動率を踏まえると、前回新株予約権にて設定した業績条件を達成した場合にも関わらず、当社株価が低い水準で推移する可能性も考えられることから、安定的かつ継続的な株価の上昇に向け、これまで以上に経営陣が株主価値の向上を意識した企業経営を推進し、経営陣と株主の利害の連動性をさらに高めることが必要であると考えております。

このような現状を踏まえ、中長期的な当社の企業価値・株主価値の増大を目指すに当たって、当社の安定的な株価上昇に対する更なる動機づけと経営責任の明確化を目的として、当社取締役及び従業員（執行役員）9 名に対して、新株予約権を有償にて追加発行することといたしました。

本新株予約権は、当社グループ全体の業績目標達成を第一に掲げておりました前回新株予約権とは異なり、経営陣（取締役及び執行役員）に対して株主の利害との連動性をさらに高めることを目的に発行するものであるため、業績水準は設定せず、当社株価に関する条件のみを設定することといたしました。具体的には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使義務を付しております。これにより、本新株予約権の付与対象者に対し株価下落時に一定の責任を負わせ、既存株主の皆様との株価変動リスクの共有を図っております。さらに、本新株予約権が行使された場合においても、付与対象者に対して平成 30 年 12 月 1 日までは当該株式の売却を制限する条件を割当契約において付すことで、短期的かつ一時的な株価上昇に対するインセンティブではなく、中長期的かつ安定的な株価上昇に対して相応のインセンティブを得ることができる設計としました。株価条件の発動水準を行使価額（235 円）に 60% を乗じた価額（141 円）に設定した理由につきましては、当社における過去 10 年の株価変動率 50.61% を鑑みると、経済環境の悪化や僅かな業績の下振れにより、本新株予約権にて設定した当該株価条件の発動水準を下回るリスクが懸念されることから、経営陣が株価変動に対する一定の緊張感を持って企業経営を推進すべく、過去 10 年の当社平均株価（144.4 円）を目安として、当社株価が当該水準を下回ることとなった場合には、一定の経営責任を負うべきと判断したものであります。

また、最終的な中期 5 ヶ年計画の達成に向けた過程においても、上記のとおり大幅な株価の下落を回避しつつ、上昇基調を維持することが求められることから、株価上昇に対する一定のインセンティブを得ることができるスキームとしています。なお、中期 5 ヶ年計画の達成目標である東証一部上場の形式基準にかかる時価総額の達成のみを条件とした場合には、上記のとおり、東証一部への市場変更に係る時価総額の形式基準が、現状の当社の時価総額に比べて非常に高い水準であることから、付与対象者に対して、当該目標水準に至る前及び至らない場合であっても、一定の株価向上に対するインセンティブを与えるような状況を形成する必要があると考え、時価総額基準の達成の前段階でも権利行使が可能となるよう、特定の株価目標を設定しないことといたしました。

前回新株予約権は、高い業績目標を掲げ、その達成のためのインセンティブを目的としたため、その行使条件の達成難度を鑑み、行使価額を発行当時の直近株価水準に対してディスカウントを行った価額に設定することで、業績条件を達成したにも関わらず株価が低い水準で推移した場合

においても付与対象者である当社取締役及び従業員 346 名が一定の利益を得ることができるように設定しました。これに対して、本新株予約権は、経営陣 9 名を付与対象者とし、中長期的かつ安定的な株価の上昇を目的としたものであるため、行使価額については直近株価に対するディスカウントは行わないこととし、株価下落時には利益が得られないように設定しております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 6.1%に相当します。加えて、前回新株予約権と合算してすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の 11,387,000 株に対し最大で 14.1%の希薄化が生じます。

しかしながら、前回新株予約権は、上述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。また、本新株予約権は、中長期的かつ安定的な株価の上昇によるインセンティブを得ることができる一方で、市場株価の下落時に権利行使を義務付けることで、株価上昇に対する更なる動機づけと経営責任の強化を目的とするものであります。なお、行使による希薄化は株価下落要因となることも考えられ、特に本新株予約権に設定した行使義務水準に達した場合には、更なる株価の下落圧力となる可能性もありますが、経営陣による株主価値向上をより強く意識した企業経営の推進によって、中長期的に企業価値・株主価値は向上するものと考えており、最終的に既存株主の不利益に繋がるものとは考えておりません。このため、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

700 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 700,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,000 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の東京証券取引所における前日株価終値 235 円/株、株価変動性 50.61%、配当利回り 0.85%、無リスク利子率 0.044%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 235 円/株、満期までの期間 10 年、株価条件）に基づいて、株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株

予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金235円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成29年7月1日から平成39年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（但し、上記3.(2)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に60%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成29年7月1日

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成29年7月1日
9. 申込期日
平成29年6月30日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|-------------|----|------|
| 当社取締役 | 5名 | 680個 |
| 当社従業員（執行役員） | 4名 | 20個 |

以上